

富士見市こども計画

こどもが主役
子育て 子育てとともに育つ
笑顔あふれるまち☆ふじみ



市長賞 針ヶ谷小学校 岩井 有杏さん(6年生)

令和7年3月
富士見市





計画の概要

計画策定の背景

我が国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から新制度が開始されました。令和 5 年 4 月には「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現を目的とした「こども家庭庁」が設置されました。令和 5 年 12 月に「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の基本方針や重要事項が定められました。この大綱では、「こどもまんなか社会」について、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項等が定められました。

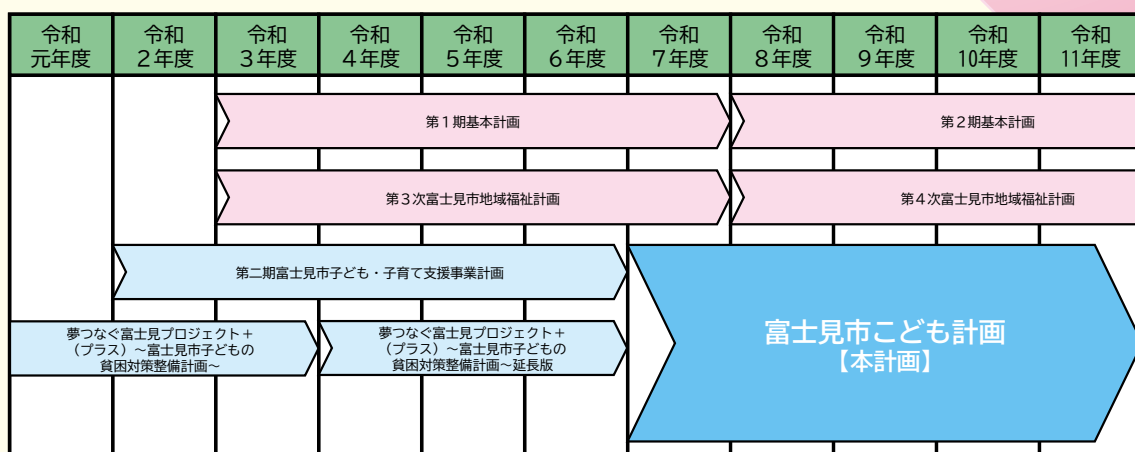
本市では、平成 29 年 3 月に「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、令和 4 年度からは、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」として、子どもの貧困に対する施策を進めてきました。

また、令和 2 年 3 月に「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」及び「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」が計画期間満了を迎えることから、国の指針、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、庁内の取組状況、富士見市こども家庭福祉審議会の意見などに基き、一体的に計画の改定を行い、こども・子育て分野の総合計画となる「富士見市こども計画」を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。なお、各年度の進捗状況・評価等の進捗管理を行いながら、計画最終年度である令和 11 年度には、計画の達成状況等を踏まえ、次期計画を策定します。



計画の対象

本計画は、こども・若者（概ね 30 歳未満）や妊娠期の方及び子育て家庭を主たる対象としますが、こども基本法において「こども」は、『心身の発達の過程にある者』と定義され、一定の年齢で上限を画しているものではないことから、本計画においても、年齢によって必要な支援が途切れないよう、一定の年齢制限は定めませんこととします。





施策の展開

基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映

こどもの権利擁護に関する取組や、こどもたちが安心して意見を表明できる場を提供し、こどもの声を施策に反映させるための取組を推進していきます。

基本目標2 居場所づくり

こどもが孤立しないよう、多様な居場所の提供を推進していきます。

基本目標3 親と子の健康・医療の充実

子ども未来応援センターを中心とした相談体制の充実を進めるとともに、妊娠中の定期健診や出産後の育児支援、乳幼児健診などの切れ目のない支援を推進していきます。

基本目標4 こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

こどもの貧困解消に向け、学習支援や生活支援などの支援を推進します。また、配慮を要するこどもへの一層の支援として、地域社会との連携を強化し、包括的な支援体制の充実を推進します。

基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実

児童虐待防止と社会的養育の充実に向けて、児童虐待の早期発見と迅速な対応に取り組むとともに、社会的養育の充実に努めます。

基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者の自殺対策と犯罪や犯罪被害防止並びに交通安全対策に向けた包括的な取組を推進します。

基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりを目指し、こども政策DXや安心・安全なまちづくりを推進していきます。

基本目標8 結婚・出産の希望実現

結婚・出産の希望実現に向けて、出会いの場の創出や、育児支援の充実を推進していきます。

基本目標9 「子育て」と「子育て」の支援

家庭及び地域の子育て力の充実を図り、幼児教育・保育の環境整備と学校教育の質の向上を図り、さらに経済的支援を強化することで、全ての家庭が安心して「子育て」「子育て」できる環境を整えていきます。

基本目標10 未来を切り拓くこども・若者の応援

こども・若者が職業や労働に対する理解を深め、自主的に自分の進路を選択できる力を養うため、様々な施策を展開していきます。また、こども・若者の経済的自立の支援を推進するとともに、グローバル社会で活躍する人材の育成を目指し、これらの取組を通じて、こども・若者の将来を支援します。

基本目標11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等

こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等として、こどもたちが安心して成長できる環境の整備を推進します。

基本目標12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

ワークライフバランスの改善や、男女の働き方改革を推進するため、共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進を図ります。

こどもの貧困に係る事業推進体系と事業計画

第1節 こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するための体制の充実と活用

子ども未来応援センターの機能をより充実、活用し、こどもの貧困の解消に向けた取組を進めます。

第2節 子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ（こどもの貧困の解消に向けた地域の理解）の促進

こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではないことから、子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみの取組を通して、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する市民の理解を深めます。

第3節 教育の支援

生活困難を抱える家庭のこどもに対する教育の充実が図られるよう、直接的にこどもたちへの支援を行い、教育の機会均等を図ります。

第4節 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える家庭は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態で働いている場合が多く、職業生活の安定と向上のための支援が必要なことから、保護者と若者に対する就労支援を行います。

第5節 経済的支援

ひとり親世帯をはじめ、貧困の状況にあるこどもとその家族の生活実態を踏まえた経済的支援を行います。





子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 学校教育の提供

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
見込み量(人)	972	884	812	748	707
提供体制(人)	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706

2 保育の提供

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	2号 3～5歳	3号 0歳	1歳	2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1歳	2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1歳	2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1歳	2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1歳	2歳
見込み量(人)	1,305	157	413	449	1,284	161	403	465	1,279	164	408	462	1,279	167	411	468	1,314	169	415	472
提供体制(人)	1,333	198	397	468	1,333	198	397	468	1,333	198	415	488	1,333	198	415	488	1,333	198	415	488

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 利用者支援事業					
基本型【単位：か所】					
見込み量	2	2	2	2	2
提供体制	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関【単位：か所】					
見込み量	3	3	3	3	3
提供体制	3	3	3	3	3
特定型【単位：か所】					
見込み量	0	1	1	1	1
提供体制	0	1	1	1	1
こども家庭センター型【単位：か所】					
見込み量	1	1	1	1	1
提供体制	1	1	1	1	1
2 延長保育（時間外保育事業）【単位：人】					
見込み量	890	894	904	922	952
提供体制	2,370	2,370	2,408	2,408	2,408
3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【単位：人】					
見込み量	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
提供体制	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
4 子育て短期支援事業【単位：人】					
見込み量	5	5	5	5	5
提供体制	5	5	5	5	5
5 乳児家庭全戸訪問事業【単位：件・実施率/%】					
見込み量	767	777	783	790	795
提供体制	100	100	100	100	100
6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業【単位：人】					
見込み量	18	18	18	18	18
提供体制	18	18	18	18	18
7 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）【単位：人】					
見込み量	35,190	34,223	33,529	33,178	33,257
提供体制	35,190	34,223	33,529	33,178	33,257
8 一時預かり事業【単位：人】					
見込み量	43,444	42,384	41,860	41,549	41,438
提供体制	45,581	44,604	44,139	43,858	43,740
9 病児・病後児保育（病児保育事業）【単位：人】					
見込み量	786	827	871	922	985
提供体制	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
10 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）【単位：人】					
見込み量	6,148	6,003	5,885	5,752	5,658
提供体制	6,148	6,003	5,885	5,752	5,658
11 妊婦健康診査事業【単位：人・助成券1回目利用者数/人・件】					
延べ受診者数	17,830	17,970	18,140	18,260	18,350
見込み量	755	761	768	773	777
妊婦届出数	777	783	790	795	799
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【単位：人】					
見込み量	698	698	698	698	698
提供体制	698	698	698	698	698
13 多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 対象者がいる場合、助成など必要な対応を実施します。					
14 子育て世帯訪問支援事業【単位：人】					
見込み量	39	39	39	38	37
提供体制	39	39	39	38	37
15 児童育成支援拠点事業 関係機関と検討を進め、子ども・若者の居場所づくり団体の育成等、提供体制の確保に努めます。					
16 親子関係形成支援事業 実施方法等について検討を進め、提供体制の確保に努めます。					
17 妊婦等包括相談支援事業【単位：回】					
見込み量	2,331	2,349	2,370	2,385	2,397
提供体制	2,331	2,349	2,370	2,385	2,397
18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【単位：1日当たり人数】					
見込み量	-	17	15	49	49
提供体制	-	17	15	49	49
19 産後ケア事業【単位：人】					
見込み量	681	690	696	702	705
提供体制	681	690	696	702	705

富士見市こども計画【概要版】

